

令和３年４月 農業委員会議事録

開催日：令和３年４月２３日（金）
場所：越谷市農業技術センター２階
研修室
開会時刻：午前 ９時５９分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 3年 4月23日(金)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	山 崎 保 夫	欠	8	浅 子 栄	出
2	高 橋 政太郎	出	9	坂 卷 秀 雄	出
3	田 口 勲	出	10	藤 井 光 昭	出
4	三ツ木 宗 一	欠	11	高 橋 重 雄	出
5	宇田川 道 代	出	12	金 子 繁 雄	出
6	渋谷 喜代治	出	13	荻 島 元 治	出
7	吉 田 佳 子	出	14	輿 石 大 介	欠

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	欠 員		8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	大 貫 利 一	出	10	小 川 浩 明	出
4	内 野 佐 苗	出	11	大 熊 敏 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	欠
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 栗 原 和 紀
統括主幹 齋 藤 利 明
主 幹 高 橋 英 行
技 師 小 島 拓 也

(説明員) 開発指導課長 山 口 勇
開発指導課調整幹 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可を必要とする買受適格
証明願いの意見決定について

第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について

第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

第6号議案 農地法第3条第2項第5号における別段の面積について

第7号議案 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による職員
の任免について

③ 報 告

第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時41分

9. 会議の内容

局	長	定刻前でございますが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。 皆様、改めましておはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。 会議の前に、この4月1日付で職員の人事異動がございましたので、ご報告させていただきます。総合政策部政策課より転入した小島技師でございます。
技 局	師 長	小島でございます。よろしくお願いいたします。 なお、江森主幹でございますが、建設部道路総務課へ異動となりましたことをご報告いたします。 異動者の紹介は以上でございます。 これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。 開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。
会	長	おはようございます。任を受けてからもう3年、今日が皆さんと会議をするのが最後ということでございます。 従来どおり、お別れ会もやろうとしておりましたが、いかんせんコロナの感染が拡大しております。 残念ながらお別れ会はできませんが、皆様には3年間お世話になりました。ありがとうございます。改めて深くお礼申し上げます。またどこかでお会いしたときには、お声掛けしていただければありがたいなと思います。 さて、季節が変わるのも早いもので、田植えの準備も大体の方が種まきをここでやるか、あるいは終わっている方もおられるかと思います。春から新緑の季節へ、来月5月には田んぼも色鮮やかな「緑」に様変わりしているのかと思います。 昨日も温度が高かったのですが、今年もまた暑さが厳しくなるのではと心配しております。今週は平年並みとの予想らしいですが、その後も温度が上昇すると早くも「熱中症」という言葉がすぐに出てくる

局 長

のかなと。大分県では30度になった日もあります。千葉県では昨日は8%というかなり乾燥した地域もあり、これから気候は昔と違って大分変わってきて、昨日もハウスに水遣りに行ったら、暑くて暑くて、とても長くはられない。こんな日がずっと続くと、苗の管理も難しいと思いますが、熱中症にならないように体調を整えて、これから忙しくなる農作業に励んでいただければと思います。任期満了を迎え、ご退任される方は、3年間、お疲れさまでした。再任される方は、これからも引き続きご尽力を賜りますようお願い申し上げて、言葉整いませんけれども、開会についての言葉とします。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

本日は、1番、山崎委員、4番、三ツ木委員、14番、興石委員より欠席の旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は14名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則第4条の規定に基づき、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

まずは、越谷市農業委員会総会会議規則第11条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、9番の坂巻委員、10番の藤井委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明いたします。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は駐車場です。

転用理由といたしまして、申請地の南側にマンションがあり、住民

		の方々より駐車場として貸してほしいとの要望がありました。当該地は相続した土地で、草刈り等の管理をしているだけであり、困っている方に協力できればと思い、申請に及んだものです。 続きまして、2番の概要ですが、転用目的は駐車場です。 転用理由といたしまして、本件申請地の近隣住民並びに会社の従業員の方々から駐車場として貸してほしいとの強い要望を受け、困っている方に協力できればと考え、申請に及んだものです。 以上、2件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。 また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。 事務局からは以上です
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について田口委員、2番について藤井委員よりお願いいたします。 それでは、1番の田口委員よりお願いいたします。
3 番 委 員		それでは、1番の件についてご報告いたします。 4月13日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、転用目的は駐車場です。被害防除対策として、南側出入口を除き周囲に木枠にて土留めをすることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
	議 長	ありがとうございました。 2番について、藤井委員よりお願いいたします。
1 0 番 委 員		2番の件についてご報告いたします。 4月13日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、転用目的は駐車場です。被害防除対策として、南側出入口を除く東側及び西側には既存コンクリートブロックがあり、北側に住宅があるため、周囲に影響がないよう施工することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議

長

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

全

員

ただいまの説明について質疑はございませんか。
なし。

議

長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、目的は住宅です。

転用理由といたしまして、譲受人は、現在、実家にて両親、弟2人夫婦と子供1名、計7名で居住しておりますが、部屋数も少なく、大変手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し、父が所有する隣接の土地を勧められ、今後生活する中で、子育ての支援や両親が高齢となり介護が必要なときにもすぐにお世話することができることから、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

なお、令和2年8月31日付で、住宅として農用地区域から除かれております。

本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第2項第2号イの不許可の例外に当たり、農地法施行規則第33条第4号の住宅に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外

の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

引き続き2番の概要ですが、転用目的は住宅です。

転用理由といたしまして、借人は現在実家に両親と夫婦及び子供2人、計6人で居住しておりますが、家財が増え手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し土地を探しておりましたが、見つからず、両親へ相談したところ、母親の所有する土地を勧められ、申請地は、現在の住まいの隣接地であり、お互いに助け合いながら生活できることから最適の場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は自動車修理工場敷地拡張による駐車場です。

転用理由といたしまして、借人は平成3年に市内に本店を置き、主に自動車解体業を営む法人です。平成元年8月に事業拡大にて自動車修理工場が完成営業しております。近隣住民からの修理依頼等に対応しているところ、最近では庭先等に放置されている動かない不動車の点検修理の相談が増え、不動車の点検修理に当たっては、対象車両を工場へ一旦引き上げ点検し、その上で部品調達し修理を行うため、修理完了までの日数を要します。このため車両の置場を確保する必要性が生じていたところ、修理工場の隣接する土地を借り受けることができるようになったことから、申請に及んだものです。

なお、令和3年2月18日付で、敷地拡張として農用地区域から除かれております。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。

転用理由といたしまして、借人は現在両親と同居し生活しておりますが、このたび結婚するに当たり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探しましたが見つからず、両親へ相談したところ、母親の所有する土地を勧められ、申請地は実家の隣接地で家族が助け合いながら生活できることから、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。

転用理由といたしまして、譲受人は現在両親と同居しておりますが、結婚の予定があり、現在の住まいでは手狭なため自己用住宅の建築を

議 長

計画し、土地を探していたところ、申請地は実家から約500メートルと近いことから、今後予想される両親の介護を踏まえ、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上、4件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について浅子職務代理、2番について11番の高橋委員、3番について渋谷委員、4番について坂巻委員、5番について荻島委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、浅子職務代理よりお願いいたします。

8 番 委 員
(浅子委員)

1番の件についてご報告いたします。

4月15日に現地を確認しており、当該申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。畑と境界にはコンクリートブロックを設置し区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。また、これ以外につきましては、親族の所有する宅地であり、高低差もないことから区画はいたしません。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

2番について、高橋委員よりお願いいたします。

1 1 番 委 員
(高橋(重)委員)

2番の件について報告いたします。

4月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。隣地との境にはコンクリートブロックを設置することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

3番について、渋谷委員よりお願いいたします。

6 番 委 員
(渋谷委員)

3番の件について報告します。

4月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は駐車場です。自敷地を除く隣地との境界にはコンクリートブロックを設置し区画することから、周りの農地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

4番について、坂巻委員よりお願いいたします。

9 番 委 員
(坂巻委員)

4番の件について報告いたします。

4月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。東側及び南側は道路に接し、北側は既存ブロックがあり、西側は宅地でフラットであることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

5番について、荻島委員よりお願いいたします。

1 3 番 委 員
(荻島委員)

5番の件について報告します。

4月13日、現地を確認しております。申請地の現況は畑です。転用目的は住宅です。道路に接する部分を除き、隣地境界は新設のコンクリート柵板を設置し、さらにのり面を設けることから、隣地に被害を及ぼすことはないとは判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議お願いします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

引き続き、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての6番から11番について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の2ページ及び3ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての6番から11番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、6番の概要ですが、転用目的は資材置場です。

転用理由といたしまして、借人は平成28年に茨城県稲敷市に本店を置き、主に建設業を営む法人です。近年、埼玉県、千葉県を現場とする受注が増加し、令和元年に春日部市内に営業所を開設し、併せて松伏町内に資材置場を設置しました。令和2年では、越谷市内だけでも10件以上の解体工事等を請け負う等、埼玉県内においても順調に業績を伸ばしておりますが、現在の資材置場が手狭となり、土地を探していたところ、申請地は、4号バイパスに近く、アクセスがよいことから計画したところ、地権者の同意が得られ、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。

転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供3人、計5人で居住しておりますが、家財が増え手狭となり、家族の将来を考え、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は小学校も近く、またお互いの実家にも車で20分程度と程近く、子育ての支援等を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は資材置場です。

転用理由といたしまして、譲受人は平成7年に草加市に本店を置き、主に建設業を営む法人です。受注実績も増加しております。現在使用している資材置場が非常に手狭であり、業務の効率化を図るため土地を探していたところ、申請地は本社からも近いため、利便性もよく、

計画したところ、権利者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。

転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、家族の将来のことを考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探しておりましたが、見つからず、両親へ相談したところ、父親が所有している土地を勧められ、申請地は実家に隣接しており、家族がお互いに助け合いながら生活できることから、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。

転用理由といたしまして、譲受人は現在姉が所有する住宅に母親と夫婦及び子供2人、計5人で居住しておりますが、手狭となり、土地を探していたところ、申請地は現在の住まいからも近く、生活環境も変わらず、子育ての支援や将来母親の介護が必要となきにもすぐにお世話できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は駐車場です。

転用理由といたしまして、譲受人は昭和38年に市内に本店を置き、主に燃料販売業を営む法人です。現在会社の敷地内にコインランドリーを営業しておりますが、利用するお客様より駐車場が狭いため苦情が寄せられております。また、従業員の車両も縦列駐車しており不便のため、駐車場用地を探していたところ、申請地は会社から水路を挟んだ土地であり、計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

以上、6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、6

議

長

2 番 委 員
(高橋 (政) 委員)

議 長

3 番 委 員
(田口委員)

議 長

1 0 番 委 員
(藤井委員)

番について2番の高橋委員、7番及び8番について私から、9番について田口委員、10番及び11番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、6番について、高橋委員、お願いいたします。

6番の件について、4月14日に現地を確認しております。申請地は、現状は田で、転用目的は資材置場です。被害防除対策として、南側出入口を除き、周辺にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないものと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

7番及び8番について、私から説明いたします。

7番の件について、4月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。西側出入口を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、周りに被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、報告します。

引き続き、8番の件について、同じく4月14日に現地を確認しております。申請の現況は畑で、転用目的は資材置場です。西側出入口を除き、隣地との境界にはコンクリートブロック及び擁壁を設置することから、周りに被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

9番について、田口委員よりお願いいたします。

それでは、9番の件について報告いたします。

4月13日に現地を確認いたしております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。被害防除対策として、西側は出入口で、東側及び南側にコンクリートブロックを設置し、北側は宅地に面し、フラットであることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

10番及び11番について、藤井委員よりお願いいたします。

それでは、10番、11番の件について報告いたします。

まず、10番の件についてご報告いたします。

議 長

3 番 委 員
(田 口 委 員)

議 長
開発指導課調整幹

4月13日に現地を確認しております。現況は畑で、転用目的は住宅です。被害防除対策として、西側出入口を除き、周囲にコンクリートブロックを新設し区画することから、隣地への被害はないと判断いたします。以上、ご報告いたします。

続きまして、11番の件についてご報告いたします。

4月13日に現地を確認しております。現況は畑で、転用目的は駐車場です。被害防除対策として、西側出入口を除き、東側及び南側に新設のコンクリートブロックを設置し、西側は既存のコンクリートブロックで囲まれておりますことから、隣地への被害はないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。以上2件、ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

田口委員。

8番の件について、資材置場、駐車場の件につきましてご質問させていただきますと思います。

案内地図のほうを見ていただきますと、今回、許可申請地の目の前の通りというのが、武蔵野中学校の正門の通りに面しておりまして、駐車場としてトラックも利用されるというところではないかなと思います。通学に当たりまして、トラックの行き来があると、やはり大変危険なことが生じる可能性があるのも、そこら辺のところの指導とかというのはどのようなになっているか、教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局。

それでは、お答えいたします。

申請地は500平米以上の敷地になっておりますので、運搬計画とか、それにつきましては道路管理者と協議することとされておりまして、協議済であります。通学路につきましては、教育委員会の学務課というところで通学路の指導に関する協議も調っておりまして、今回の申

議長
3 番 委 員
(田口委員)

請に至っておりますので、開発指導課としては支障ないという判断をしております。

以上です。

田口委員。

申請等で特に問題ないというところであると思うのですが、特にやっぱり通学の時間帯のほうのところでの交通、出入りに関しての注意なり規制なりとかというのは特になかったのでしょうか。

議長
開発指導課調整幹

事務局。

通学時間についての指導の詳細までについては、今、把握しておりませんが、この辺りは従来より資材置場が点在しているエリアです。で、今、田口委員のお話については、開発者にも通学時間帯の運搬については、児童の通学、安全配慮に支障のないよう指導しますので、よろしくお願いします。

議長
3 番 委 員
(田口委員)

よろしいですか。

はい。

議長
全 員
議長

ほかに。

なし。

ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可を必要とする買受適格証明願いの意見決定について事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可を必要とする買受適格証明願いの意見決定について説明します。

本議案につきましては、債権者の申立てにより裁判所の競売に付され、売却により所有権が移転する場合でも、農地法第3条または第5条の許可が必要になります。農業委員会または埼玉県知事が交付する買受適格証明書を保有している人だけが競売に参加できることになっております。この買受適格証明の交付は、農地法の許可手続に準じて行うことになっております。本件につきましては、農地法第5条第1項の許可に基づく審査をしていただくことになります。

なお、競売の結果、最高価買受申出人となった者は、その証明書を添付し、再度、農地法第5条第1項の許可申請を行うこととなっております。

それでは、所有者、出願人氏名の順に読み上げます。

それでは、転用の概要ですが、転用目的は既存店舗の敷地拡張による駐車場です。

転用理由といたしまして、隣接する既存店舗及び申請地について、裁判所の競売公告を知り、既存店舗を利用しますが、敷地が狭いことから、従業員やお客様の駐車スペース不足になることから、申請地も併せてぜひ購入し、駐車場として利用したいという内容の申請です。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、1番について、11番の高橋委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1 1 番 委 員
(高橋(重)委員)

1番の件について報告します。

4月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は敷地拡張による駐車場です。北側出入口を除き、周囲はコンクリートブロックにより区画されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議

長

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございますか。

全

員

なし。

議

長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり買受適格証明書の発行相当と意見決定いたします。

続きまして、第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の5ページを御覧ください。

第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について説明します。

本件は、農業経営を継続することを前提として、租税特別措置法の規定に基づき相続人が農地を相続により取得した場合には、相続税の納税猶予の特例が受けられることになっております。

被相続人氏名、相続人氏名の順に読み上げます。

それでは、内容でございますが、筆数は1筆、面積は1,133平方メートル。相続開始年月日は、令和2年10月1日です。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員の齋藤委員よりお願いいたします。

9 番 推 進 委 員

（ 齋 藤 委 員 ）

1 番について、去る4月14日に現地を確認しましたので、報告いたします。

申請地の農地1筆につきましては、適正に管理、耕作されておりますので、ご報告いたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議	長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。 続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹		議案書の6ページを御覧ください。 第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。 番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。 本計画案は、越谷市における基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地を効率的に利用し、必要な農作業に従事するものとして作成されたものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定い

たします。

続きまして、第6号議案 農地法第3条第2項第5号における別段の面積について、事務局から説明願います。

議案書の7ページを御覧ください。

第6号議案 農地法第3条第2項第5号における別段の面積について説明をさせていただきます。

この案件につきましては、案文をもって提案に替えさせていただきます。

それでは、読み上げさせていただきます。

第6号議案 農地法第3条第2項第5号における別段の面積の設定について。

農地法第3条の許可を受け、耕作のために農地等の所有権などの権利を取得する場合、取得後において50アールの耕作面積（下限面積）を確保する必要があります。しかし、農業委員会は、地域の平均的な経営規模や農地の利用状況などからみて、農林水産業省令で定める基準に従い、下限面積とは別に耕作面積を設定することができます。これを別段の面積といいます。

「農業委員会の適正な事務実施について」が平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、別段の面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、今年度の別段の面積の設定について以下のとおり提案いたします。

（１）、農地法施行規則第17条第1項の適用について
方針、別段の面積の設定は行わない。

理由、毎年行っている農業経営及び農地利用の状況等に関する調査において、下限面積である50アール以下の農家数の総数に占める割合は、令和2年度57.3%で前年の56.2%と大きな変動がないこと。また、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と思われる近隣市町でも別段の面積を設定していないため。

（２）、農地法施行規則第17条第2項の適用について。

		方針、別段の面積の設定は行わない。
		理由、令和２年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は1.6%と低い状況であるため。
		以上、２つの方針です。
		事務局からは以上です。
議	長	ただいま事務局より説明がありましたが、この件について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。
		〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、別段の面積は設定せず、下限面積は50アールと決定いたします。
		続きまして、第７号議案 農業委員会等に関する法律第26条第３項の規定による職員の任免について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹		議案書の８ページを御覧ください。
		第７号議案 農業委員会等に関する法律第26条第３項の規定による職員の任免についてご説明します。
		このたび、令和３年４月１日付で越谷市の定期人事異動がございました。農業委員会事務局では、総合政策部政策課より小島技師が配属されました。転出した職員は、江森主幹で、建設部道路総務課に転出いたしました。
		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの件について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。

議

長

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次は報告でございます。

事務局から説明願います。

統括主幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の9ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、2件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、10ページ及び11ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、10件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

報告事項は以上です。

議

長

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、4月27日、火曜日、午前9時半から、市役所第3庁舎1階会議室1・2で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時41分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和3年 4月23日

議 長

署名委員

署名委員